

長野県障害児通所給付費等不服審査会条例をここに公布します。

平成24年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

長野県障害児通所給付費等不服審査会条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第98条第1項の規定により、長野県障害児通所給付費等不服審査会(以下「不服審査会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 不服審査会は、児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査を行うものとする。

(不服審査会の委員の定数)

第3条 不服審査会の委員の定数は、10人以内とする。

(合議体を構成する委員の定数)

第4条 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第44条の6第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、不服審査会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2中

Table with 2 columns and 2 rows showing amendments to the committee members list.

(証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

- 3 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例(昭和34年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

Table with 2 columns and 1 row showing amendments to the fee reimbursement schedule.

を

Table with 2 columns and 2 rows showing amendments to the fee reimbursement schedule.

に改める。

障害者支援課

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第16号

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例

(児童福祉施設条例の一部改正)

第1条 児童福祉施設条例(昭和39年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「第63条の3の2第1項」を「第24条の24第1項」に改める。

第11条第1項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 入所者に対する日常生活の指導

第14条第3項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「第30条第2項」を「第30条第3項第1号」に改める。

別表第1中「保護するとともに、」を「保護し、日常生活の指導を行い、並びに」に改める。

(貸付金免除条例の一部改正)

第2条 貸付金免除条例(昭和39年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に、「第43条の4」を「第42条第2号」に、「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設のうち、同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対する同項に規定する障害児入所支援を行うもの」に改める。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年長野県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

(長野県西駒郷条例の一部改正)

第4条 長野県西駒郷条例(昭和43年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める。

第7条第3項中「第29条第3項又は第30条第2項」を「第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号」に改める。

(長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第5条 長野県立総合リハビリテーションセンター条例(昭和49年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第2号中「第5条第18項」を「第5条第23項」に改める。

別表の2 便宜の供与の項中「第29条第3項又は第30条第2項」を「第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(貸付金免除条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前の貸付金免除条例本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項に規定する修学資金の貸与の決定があった者に係る当該修学資金の償還の債務の免除については、第2条の規定による改正後の貸付金免除条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

障害者支援課

長野県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第17号

長野県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

長野県障害者施策推進協議会条例(昭和46年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条第3項の規定により、」を「第36条第3項の規定により、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置する」に改める。

附 則

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から施行する。

障害者支援課

長野県女性相談センター条例及び県立ときわぎ寮条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第18号

長野県女性相談センター条例及び県立ときわぎ寮条例の一部を改正する条例

(長野県女性相談センター条例の一部改正)

第1条 長野県女性相談センター条例(昭和39年長野県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「」及び「」を「。以下「法」という。及び」に改める。

第2条中「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生に関する業務を行うため、売春防止法」を「法」に改め、同条に次の1項を加える。

2 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第34条第2項に規定する婦人相談所の業務

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務

第3条中「要保護女子」を「法第34条第2項に規定する要保護女子及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者」に改める。

(県立ときわぎ寮条例の一部改正)

第2条 県立ときわぎ寮条例(昭和39年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「性行又は環境に照らして売春を行なうおそれのある女子を収容保護する」を「売春防止法第34条第2項に規定する要保護女子を収容保護し、又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者を保護する」に改める。

第4条の見出しを「(自立の支援)」に改め、同条中「収容する」を「において収容保護し、又は保護する」に、「収容者」を「入寮者」に、「収容者が自から更生に励むように生活指導及び職業訓練を行なう」を「入寮者の自立を支援するため、入寮者の就労及び生活に関する指導及び援助を行う」に改める。

第5条中「収容者」を「入寮者」に改める。

第6条中「収容者の」を「入寮者の」に、「収容者が更生しているかどうかを確認のうえ」を「退寮させることが適当であるかどうかを確認の上」に、「決定する」を「決定するものとする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第19号

認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の基準に関する条例(平成18年長野県条例第63号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

認定こども園の認定の要件に関する条例

第1条中「第3条第1項第4号及び第2項第3号」を「第3条第1項及び第3項」に、「基準」を「要件」に改める。

第2条第1号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同条第2号イ中「第3条第2項」を「第3条第3項」に、「第4号」

を「第4号及び次条第1項第2号」に改める。

第3条を次のように改める。

(認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設（以下この項において「認定対象施設」という。）が幼稚園である場合においては、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

(2) 認定対象施設が保育所等（保育所又は認可外保育施設をいう。以下同じ。）である場合においては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（認定対象施設が保育所である場合においては、当該保育所が所在する市町村における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、認定対象施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 別表に定める基準に適合した設備を設け、及び運営を行うこと。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 法第3条第3項の認定を受けようとする幼保連携施設（以下この項において「認定対象幼保連携施設」という。）を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり認定対象幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 認定対象幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き認定対象幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、認定対象幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 別表に定める基準に適合した設備を設け、及び運営を行うこと。

別表の第2の1中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同第2の7中「第3の2」を「第3の2ただし書」に改め、同表の第3の2中「幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園又は

地方裁量型認定子ども園の認定を受ける場合であって」を「認定子ども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定子ども園内で調理する方法により行うこと。ただし」に改め、同表の第4の2中「(平成10年文部省告示第174号)」を削り、同表の第7の2中「すべて」を「全て」に改め、同表の第8中

「7 教育及び保育の質の向上のため、自己評価、外部評価等を行い、その結果の公表等を行うよう努めること。」を

「7 教育及び保育の質の向上のため、自己評価、外部評価等を行い、その結果の公表等を行うよう努めること。」

8 認定子ども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、認定子ども園である旨の表示をすること。」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

子ども・家庭課

長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例を廃止する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第20号

長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例を廃止する条例

長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例（昭和31年長野県条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

子ども・家庭課

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第21号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第5号中「の一」を「又は次号のいずれか」に改め、同項第6号中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

生活排水課

長野県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第22号

長野県自然環境保全条例の一部を改正する条例

長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第30条」に、「第32条・第33条」を「第31条・第32条」に改める。

第25条を削り、第6章中第26条を第25条とし、第27条から第31条までを1条ずつ繰り上げる。

第32条第4項第3号中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「第27条第5項」を「第26条第5項」に改め、第7章中同条を第31条とし、第33条を第32条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

自然保護課

信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第23号

信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例

信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成17年4月1日から平成24年3月31日」を「平成24年4月1日から平成27年3月31日」に改め、同項第2号中「日々雇い入れられる者を除く」を「雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で、期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る」に、「以上」を「以上（大企業者（法人又は個人で中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外のものをいう。）にあっては、10人以上）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に取得したこの条例による改正前の信州ものづくり産業投資応援条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する家屋等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第4条の規定による補助に関する手続が開始されている場合における当該補助については、なお従前の例による。

産業政策課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第24号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例（昭和58年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中「4,700円」を「14,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

信州登山案内人条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第25号

信州登山案内人条例

（目的）

第1条 この条例は、信州登山案内人の資格を定め、その資質の向上と業務の適正を確保することにより、信州登山案内人の業務を通じ、登山等を行う者に対し、本県の観光資源である山岳に係る地理的及び自然的特性並びに歴史的又は文化的な事象に関する理解を深めるとともに、安全に登山等を楽しむための機会を提供し、もって登山等を行う者の本県への来訪及び滞在を促進し、本県の観光の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「信州登山案内人」とは、第7条第1項又は第3項の規定による登録を受け、信州登山案内人の名称を用いて、県内において登山等（登山、ハイキングその他の山岳地域の自然に親しむこと等を目的として山を歩くことをいう。以下同じ。）を行う者に付き添って案内を行うことを業とする者をいう。

（資格）

第3条 信州登山案内人試験（第5条、第6条及び第18条において「試験」という。）に合格した者は、信州登山案内人となる資格を有する。

（欠格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、信州登山案内人となることができない。

- 1 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 第14条第1項（第5号に係る場合に限る。）又は第2項の規定により登録を抹消され、当該登録の抹消の日から起算して2年を経過しない者

（試験）

第5条 試験は、信州登山案内人となるために必要な登山等に関する知識及び技能並びに本県の山岳の地理的及び自然的特性並びに山岳及び登山等に関わる歴史的又は文化的な事象に係る知識について行う。

2 試験は、毎年1回以上、知事が行う。

(合格の取消し等)

第6条 知事は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験の合格の決定を取り消し、又はその試験を停止することができる。

2 知事は、前項の規定による処分を受けた者に対し、2年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとする。

(登録)

第7条 信州登山案内人となる資格を有する者が信州登山案内人となるには、信州登山案内人登録簿に、氏名、生年月日、住所その他規則で定める事項について知事の登録を受けなければならない。

2 信州登山案内人の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後、引き続き信州登山案内人となろうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の規定により更新の登録を受けようとする者は、第2項の有効期間の満了の日までに知事が指定する研修を受けなければならない。

5 第3項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がされなるときは、従前の登録は、同項の有効期間満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第8条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(次条から第11条まで及び第18条において「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、登録申請書を知事に提出しなければならない。

(登録の実施)

第9条 知事は、前条の規定による登録申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、信州登山案内人登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第10条 知事は、申請者が信州登山案内人となる資格を有せず、又は心身の障害により信州登山案内人の業務を適正に行うことができない者であると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知するとともに、申請者の求めがあったときは申請者の意見を聴取しなければならない。

(登録証)

第11条 知事は、第9条第1項の規定による登録をしたときは、申請者に対し、信州登山案内人登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

2 登録証には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 登録又は更新の登録の年月日及びその有効期限並びに登録番号
- (2) 信州登山案内人の氏名、生年月日及び住所
- (3) その他規則で定める事項

3 信州登山案内人がその業務を行おうとするときは、登山等の案内を受ける者に対し、登録証を提示しなければならない。

(変更の届出等)

第12条 信州登山案内人は、登録証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 信州登山案内人は、前項の届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録証の再交付)

第13条 信州登山案内人は、登録証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、規則で定めるところにより、登録証再交付申請書を知事に提出して、その再交付を受けなければならない。

(登録の抹消等)

第14条 知事は、信州登山案内人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。

- (1) その業務を廃止した場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 第4条第1号又は第2号のいずれかに該当する者となった場合
- (4) 心身の障害によりその業務を適正に行うことができないと認められる場合
- (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 知事は、信州登山案内人が第17条の規定に違反したときは、その登録を抹消し、又は情状により期間を定めて信州登山案内人の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 信州登山案内人が第1項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなったときは、信州登山案内人若しくはその法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(信州登山案内人の周知等)

第15条 県は、信州登山案内人に関し、その周知を図るとともに、その活用の機会の確保に努めるものとする。

2 知事は、信州登山案内人の業務に関する知識及び技能の水準の維持向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(信州登山案内人の努力義務等)

第16条 信州登山案内人は、その業務に関する知識及び技能の水準の維持向上に努めなければならない。

2 信州登山案内人は、登山等の案内に際し、登山等を行う者の求めに応じ、本県の山岳の地理的及び自然的特性に関する説明又は本県の山岳及び登山等に関わる歴史的若しくは文化的な事象の説明を行い、本県における登山等の魅力の増進に資する良質なサービスの提供に努めるものとする。

(信用失墜行為等の禁止)

第17条 信州登山案内人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 登録証を他人に貸与すること。
- (2) 登山等の案内を受けるよう強要すること。
- (3) 特別の理由があると認められる場合を除き、登山等の案内に係る所定の料金以外の金品を請求すること。
- (4) 自然環境の保全に関する法令の規定に違反する行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、信州登山案内人の信用又は品位を傷つける行為をすること。

(手数料)

第18条 試験を受けようとする者は、受験手数料4,700円を納めなければならない。

2 申請者は、登録手数料1,500円を納めなければならない。

3 登録証の再交付を受けようとする者は、再交付手数料1,300円を納めなければならない。

(手数料の不還付)

第19条 既に納めた手数料は、還付しない。

(名称の使用制限)

第20条 信州登山案内人でない者は、信州登山案内人又はこれに類似する名称を使用してはならない。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(罰則)

第22条 第20条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(長野県観光案内業条例の廃止)

2 長野県観光案内業条例(昭和28年長野県条例第13号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の長野県観光案内業条例第3条又は第7条第2項の規定により観光案内業者の許可又は更新の許可を受けて登山等の案内を業として行っていた者は、当該許可の有効期間が満了するまでの間、この条例の規定に基づいて登録を受けた者とみなす。

4 前項の者に対し、附則第2項の規定による廃止前の長野県観光案内業条例第6条第1項の規定により交付された許可証は、前項の有効期間が満了するまでの間、この条例の規定に基づいて交付された登録証とみなす。

観光企画課

長野県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第26号

長野県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

長野県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和30年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「長野県営土地改良事業」の次に「又はこれに付随する事業」を加え、「の規定」を「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定」に改める。

第2条第1項中「別表の左欄に掲げる区分に従い当該右欄に定める率の」を「事業に要する費用のうち国から交付を受けた補助金又は交付金(第5条第1項において「補助金等」という。)の額を除いたものを超えない」に改める。

第5条を第6条とし、第4条第1項中「補助金」を「補助金等」

に、「前2条」を「第2条及び第3条」に、「前条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第2項中「前2条」を「第2条及び第3条」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(分担金の減免)

第4条 知事は、土地改良区等が災害により被害を受けたときその他やむを得ない理由があると認めるときは、分担金を減免することができる。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農地整備課

長野県営林道事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第27号

長野県営林道事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例

長野県営林道事業費分担金徴収条例(昭和29年長野県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表の左欄に掲げる区分に従い当該右欄に定める率の」を「長野県営林道事業に要する費用のうち森林法施行令(昭和29年政令第276号)第12条第2項の規定により国から交付を受けた補助金又は交付金の額を除いたものを超えない」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

信州の木振興課

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第28号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例(昭和30年長野県条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表の木材理化学試験の項中「800円以上24,700円」を「1,300円以上30,900円」に改め、同表の林木の種子発芽試験の項中

「3,600円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

信州の木振興課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第29号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例(昭和41年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「2 陸上競技場、補助競技場、球技場、相撲競技場、庭球競技場、弓道場及び多目的運動場」を「2 陸上競技場、補助競技場、相撲競技場、庭球競技場、弓道場及び多目的運動場」に、

陸上競技場	補助競技場	球技場	相撲競技場
円 15,000	-	-	-
円 22,000	-	-	-
円 37,000	-	-	-
円 4,400	-	-	-
円 5,100	円 4,100	円 4,100	円 700
円 7,300	円 5,100	円 5,100	円 900
円 12,400	円 8,200	円 8,200	円 1,400
円 5,800	-	-	-
円 1,500	-	円 1,100	-
1人について			150円
"			50円
"			150円
"			50円
"			300円
"			100円
			-
			-

陸上競技場	補助競技場	相撲競技場
円 15,000	-	-
円 22,000	-	-
円 37,000	-	-
円 4,400	-	-
円 5,100	円 4,100	円 700
円 7,300	円 5,100	円 900
円 12,400	円 8,200	円 1,400
円 5,800	-	-
円 1,500	-	-
1人について		150円
"		50円
"		150円
"		50円
"		300円
"		100円
		-
		-

を

に改め、同表

の13を削り、同表の12を同表の13とし、同表の11を同表の12とし、同表の10を同表の11とし、同表の9を同表の10とし、同表の8を同表の9とし、同表の7を同表の8とし、同表の6を同表の7とし、同表の5を同表の6とし、同表の4の次に次のように加える。

5 球技場

区分		金額			
		午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき
グラウンド	専用する場合	円 4,100	円 5,100	円 8,200	円 1,100
	専用しない場合 一般	1人について150円	1人について150円	1人について300円	-
	小・中学生及び高校生	" 50円	" 50円	" 100円	-
第1多目的室		700	1,400	2,100	300
第2多目的室					
第3多目的室					
第4多目的室					
観覧室		600	1,300	1,900	300

別表第2の15を同表の16とし、同表の14中

102号室		1,800	2,800	3,800	4,600	6,600	8,400	800
103号室	全部を利用する場合	1,500	2,300	3,100	3,800	5,400	6,900	600
	一部を利用する場合	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	300
104号室	全部を利用する場合	1,500	2,300	3,100	3,800	5,400	6,900	600
	一部を利用する場合	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	300
105号室		1,100	1,700	2,300	2,800	4,000	5,100	500
206号室								
201号室		2,000	3,000	4,100	5,000	7,100	9,100	800
202号室		700	1,000	1,400	1,700	2,400	3,100	300
203号室								
204号室		600	1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	300
207号室								
208号室		700	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	300
205号室		800	1,300	1,700	2,100	3,000	3,800	300
209号室		1,500	2,300	3,200	3,800	5,500	7,000	600

を

102号室		1,900	2,900	4,000	4,800	6,900	8,800	800
103号室	全部を利用する場合	1,600	2,400	3,300	4,000	5,700	7,300	700
	一部を利用する場合	800	1,200	1,700	2,000	2,900	3,700	300
104号室	全部を利用する場合	1,600	2,400	3,300	4,000	5,700	7,300	700
	一部を利用する場合	800	1,200	1,700	2,000	2,900	3,700	300
105号室		1,200	1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	500
201号室		2,100	3,200	4,300	5,300	7,500	9,600	900
202号室		700	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	300
203号室								
208号室								
204号室		700	1,000	1,400	1,700	2,400	3,100	300
207号室								
205号室		900	1,300	1,800	2,200	3,100	4,000	400
206号室		1,100	1,700	2,400	2,800	4,100	5,200	500
209号室		1,600	2,500	3,300	4,100	5,800	7,400	700

に改め、同14を同表

の15とし、同15の前に次のように加える。

14 長野県飯田創造館

区 分		金 額						
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	超過時間 (超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき
101号室	全部を利用する場合	円 1,000	円 1,600	円 2,200	円 2,600	円 3,800	円 4,800	円 400
	一部を利用する場合	500	800	1,100	1,300	1,900	2,400	200
102号室		500	800	1,100	1,300	1,900	2,400	200
103号室		600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	300
104号室		1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	500
105号室		900	1,400	1,900	2,300	3,300	4,200	400
201号室		2,300	3,600	4,900	5,900	8,500	10,800	1,000
202号室		1,100	1,700	2,300	2,800	4,000	5,100	500
203号室		800	1,200	1,700	2,000	2,900	3,700	300
204号室	全部を利用する場合	700	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	300
	一部を利用する場合	400	600	800	1,000	1,400	1,800	200
301号室		2,500	3,800	5,200	6,300	9,000	11,500	1,000
401号室								
402号室		400	600	900	1,000	1,500	1,900	200
403号室		400	600	800	1,000	1,400	1,800	200
404号室								

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

都市計画課